

関係各位

「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について」  
の更新について（お知らせ）

本年 4 月及び 7 月から、関税法第 70 条に基づく輸出入他法令による許可、承認等の確認が、新たに一部法令について証明書等の写しによる確認で可能となる等、関税法基本通達等の一部が改正となりました。

当該改正等を受け、「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について」を更新し、東京税関ホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

東京税関ホームページ

「通関関係書類のペーパーレス化関係資料」のページ

<http://www.customs.go.jp/tokyo/info/paperless.htm>

(参考)

「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について」の更新有無は以下のとおりです。

【更新したもの】

1. 通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について
2. 原本提出等要否判断のための NACCS コード一覧表
3. [整理表]電磁的記録により提出され、許可後等に原本（書面）の提出を要する減免戻し税関係書類の取扱い

【変更なし】

-

【問合せ先】

東京税関業務部

・通関総括第 1 部門

電話：03 - 3599 - 6337

・通関総括第 2 部門（輸入他法令・減免）

電話：03 - 3599 - 6338

・通関総括第 4 部門（輸出）

電話：03 - 3599 - 6341